

# 児童生徒ころえ

令和7年2月改定  
県立明星視覚支援学校  
生指保安部・児童生徒会

「児童生徒ころえ」は本校、児童生徒が気持ちよく学校生活を送るためのきまりです。また、ころえの内容は卒業後、社会に出たときにも大事な内容になります。在学中にルールやマナー、身だしなみ等を身に付け自分の目標をもち、社会人として必要な力を身に付けましょう。

## 1 登下校時間及び欠席・遅刻の連絡について

- (1) 登校時刻は午前8時30分、下校時刻は午後3時50分とする。但し、放課後の諸活動を行う場合は、3(1)に従うこと。
- (2) 欠席・遅刻・早退する場合、午前8時まで学校へ連絡すること。寄宿舎生は寄宿舎にも連絡すること。
- (3) 通学児童生徒は、保護者送迎・徒歩・スクールバス・福祉サービスもしくは公共の交通機関を利用して登下校すること。
- (4) スクールバスを利用する児童生徒で、欠席等によりスクールバスを利用しない場合は、午前7時まで必ず添乗員携帯（番号は別途通知）及び学校（0985-39-1021）に連絡すること。

## 2 外出について

- (1) 授業日  
ア 校時時間内の外出は禁止とする。ただし、やむを得ない場合は、学級担任の許可を得て外出すること。  
イ 寄宿舎生については、学級担任より寄宿舎に連絡をした上で寄宿舎に戻ることを許可する。
- (2) 休業日  
ア 社会一般のルールとマナーを遵守し、自分の行動に責任をもつこと。  
イ 本校の児童生徒であるという自覚をもって行動すること。

## 3 放課後の諸活動について

- (1) 活動時間は、原則午後4時50分までとする。
- (2) 諸活動は目的をもって行い、その旨、担当職員に届け出ること。

## 4 服装・頭髪等について

- (1) 小学部児童  
学校へは、身だしなみを整えて、清潔な服装で登校すること。
- (2) 中学部及び高等部普通科生徒  
ア 原則として本校指定の制服を着用する。指定以外の服が必要と判断される場合は、学級担任に申し出ること。  
イ 年度当初または年度途中から今までと異なる制服の着用を希望する生徒は、「異装許可申請書」を提出し、許可を受けることにより異装を認める。  
ウ 制服の衣替えについては、更衣準備期間の目安を提示するが、基本的には児童生徒自身で季節に応じた装いができることが望ましい。  
エ 年度途中の転入生については、転入学部においてのみ前籍校の制服を着用することを認める。  
オ 髪型は学業の場にふさわしい髪型とする。
- (3) 本科保健医療科及び専攻科生徒  
学業の場にふさわしい服装とし、整髪と衛生などには十分留意すること。
- (4) 校長、副校長または教頭、その他の職員は、児童生徒の服装、髪型が校内の風紀、衛生上好ましくないと認めるときは、生徒指導委員会と学部会での審議を踏まえて、本人及び保護者に対して是正を求めることがある。

## 5 飲酒・喫煙について（20歳以上の生徒対象）

- (1) 飲酒について  
ア 社会一般のルールを守り、他者に迷惑をかけないように心がける。  
イ 飲酒量に気を付け、学業の妨げにならないように留意する。
- (2) 喫煙について  
ア 学校施設内はもちろんのこと、学校周辺での喫煙を禁止する。  
イ 登下校時については、喫煙が認められている場所以外では行わないこと。

## 6 携帯電話・スマートフォン・タブレット等の持ち込みについて

### (1) 小学部児童及び中学部・高等部普通科生徒

ア 学校内への携帯電話・スマートフォン・タブレットの持ち込みを認める。ただし、学習目的の使用を前提とし、本校の教育活動に支障のない範囲内においてのみこれらの使用を許可する。

イ 携帯電話等の持ち込みが必要な場合は「情報機器持込許可申請書」により学校長の許可を受けること。

ウ 携帯電話等の使用にあたっては、IDやパスワードの管理、個人情報の管理、インターネットやSNSの使い方、他人の人権やプライバシー等に十分配慮し、節度ある利用を心掛けること。

エ 携帯電話・スマートフォン・タブレット以外の情報機器（電子ルーペ等）の持ち込みについては、学級担任に相談すること。

オ パソコンの持ち込みと校内ネットワークに接続する場合は、「端末使用及びネットワーク接続届出書兼同意書」により学校長の許可を受けること。

カ 上記イ、オの許可を受けた場合であっても使用規約に違反した場合は使用許可を取り消すことがある。

### (2) 本科保健医療科及び専攻科生徒

ア 学校内での携帯電話・スマートフォン・タブレットの学習目的の使用は認める。

イ 学習目的以外の使用については、原則、休憩時間及び放課後のみとし、社会一般のルールとマナーを遵守すること。

## 7 待合室の利用について（医療科生のみ）

(1) 待合室の利用は原則、休憩時間及び放課後のみとする。午前中は使用しないこと。

(2) 待合室の環境美化に配慮する。

## 8 部活動について

部活動への加入希望生徒は、「部活動加入届」を学級担任に提出し、1年間活動することを原則とする。

## 9 長期休業中の心得について

長期休業前に配布される「長期休業中のこころえ」に従い、生活すること。

## 10 その他（小学部児童及び中学部・高等部普通科生徒）

(1) 危険品（ナイフ、カッター等）は校内に持ち込まないこと。学習に必要な場合は学級担任に預けること。

(2) 教育活動で使用しない不要品（ゲーム類、マンガ本等）は校内に持ち込まないこと。

(3) 学校生活、寄宿舎生活、校外学習、校外行事に必要な現金は校内に持ち込まないこと。

## 11 改正について

(1) この校則の同一部分について複数の児童生徒から変更または廃止の要求があったときは、小学部・中学部・高等部合同児童生徒会長は、全校児童生徒を対象に校則に関するアンケート調査を実施することができる。

(2) 前項のアンケート調査の結果、この校則の同一部分について変更または廃止を求める意見が全校児童生徒の過半数に達した場合、小学部・中学部・高等部合同児童生徒会長は、児童生徒職員代表者話し合いの開催を請求することができる。児童生徒職員代表者話し合いの構成員は、校長、副校長または教頭、生徒指導主事、小学部・中学部・高等部合同児童生徒会担当者、小学部・中学部・高等部合同児童生徒会長および副会長とする。

(3) 校則の改正が必要な場合は、生指保安部会、運営委員会と職員会議で校則の改正案を検討し、校長決裁を受けて施行する。

## 12 付則

この改定案は校長決裁後、令和7年5月29日から施行する。